

議案第3号

富津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

富津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成26年8月29日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が条例に委任されたことに伴い、条例を制定するものである。

富津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法に定めるところによる。

(特定教育・保育施設の運営に関する基準)

第3条 法第34条第2項の規定により定める特定教育・保育施設の運営に関する基準は、規則で定める。

(特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第4条 法第46条第2項の規定により定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。